

Trust & Responsibility

責任ある事業慣行 126
コーポレート・ガバナンス 128
コンプライアンス/腐敗防止 133
知的財産の保護 137
個人情報の保護 139
安全で高品質な製品への責任 141
方針と体制（製品の安全と品質） 143
製品の安全と品質の確保 146
製品に関するコミュニケーション 151
お客様とのかかわり 153

責任ある事業慣行

主要取り組み指標（KPI）と目標・実績

指標	2025年度目標	2025年度実績	2026年度目標	所管部門
• 内部通報窓口の従業員認知度の向上（*d）	① ミズノ従業員によるミズノフェアプレーホットライン100% ② ハラスメント窓口認知度100%	① 95% ② 95%（574名）	① ミズノ従業員によるミズノフェアプレーホットライン100% ② ハラスメント窓口認知度100%	内部監査室

重要課題

- コーポレート・ガバナンスの強化
- コンプライアンス/腐敗防止

なぜ重要か（重要性の理由）

ミズノは、事業活動において、すべての法令、国際ルールを遵守し、地域社会、お客様、取引先などの各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業として社会的責任を果たす立場にあると考えており、責任ある事業慣行に努めていきます。

関連するSDGs



ミズノのリスクと機会

ミズノの従業員による汚職や贈収賄、サプライヤーに対する法令違反行為などのコンプライアンス違反は、レピュテーションが毀損されるなど企業活動に大きな悪影響をもたらします。また、第三者の知的財産権の侵害や、サイバー犯罪の拡大とサイバーセキュリティ事故は、事業の存続が危ぶまれるリスクにもなり得ると認識しています。ステークホルダーからの信頼構築による持続的な企業価値の創造に向けて、責任ある事業慣行に取り組んでいきます。

■ リスク

- 汚職、贈収賄等のコンプライアンス違反
- 第三者の知的財産権の侵害
- サイバー犯罪の拡大とサイバーセキュリティ事故

■ 機会

- ステークホルダーからの信頼構築による持続的な企業価値創造

重要課題へのアプローチ

ミズノは、事業活動においても法令、社会規範、倫理、社内規程などを遵守し、コンプライアンス違反行為を防止するために、「コンプライアンス／腐敗防止」「知的財産の保護」「個人情報の保護」のテーマ毎に取り組みを実施しています。

主要な取り組み

「責任ある事業慣行」に関連する取り組みは下記をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス

コンプライアンス／腐敗防止

知的財産の保護

個人情報の保護

今後に向けて

グローバルにおける事業領域拡大を受け、コンプライアンス、知的財産、個人情報保護といったテーマごとにガバナンス強化が必要であるため、現状組織が抱える課題に応じた対策（社員教育、社内体制の変更、制度の見直しなど）を実施していきます。

コーポレート・ガバナンス

インパクト

全取締役に占める男性役員比率	全取締役に占める女性役員比率	全取締役に占める社外取締役比率
62.5%	37.5%	37.5%

ミズノは、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、グループの企業価値向上には、経営判断の合理性・客観性、意思決定の迅速性・透明性が重要と考え、それらを実現できるコーポレート・ガバナンス体制の構築と強化に努めています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する詳細については、「有価証券報告書」をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス体制

2016年6月23日開催の第103回定時株主総会の決議をもって、コーポレート・ガバナンス体制を監査等委員会設置会社に移行しています。監査等委員である取締役は、取締役会において議決権を持ち、監査役と比較して監査・監督の実効性が高まると期待しており、それによってコーポレート・ガバナンスが強化されるものと考えています。

取締役の員数については、取締役（監査等委員である取締役を除く）を 7名以内、監査等委員である取締役を3名以内と定款にて規定しています。2026年7月1日現在で取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名、監査等委員である取締役は3名です。

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名のうち、業務を執行する取締役は、代表取締役社長をはじめ4名であり、1名は社外取締役という構成となっています。

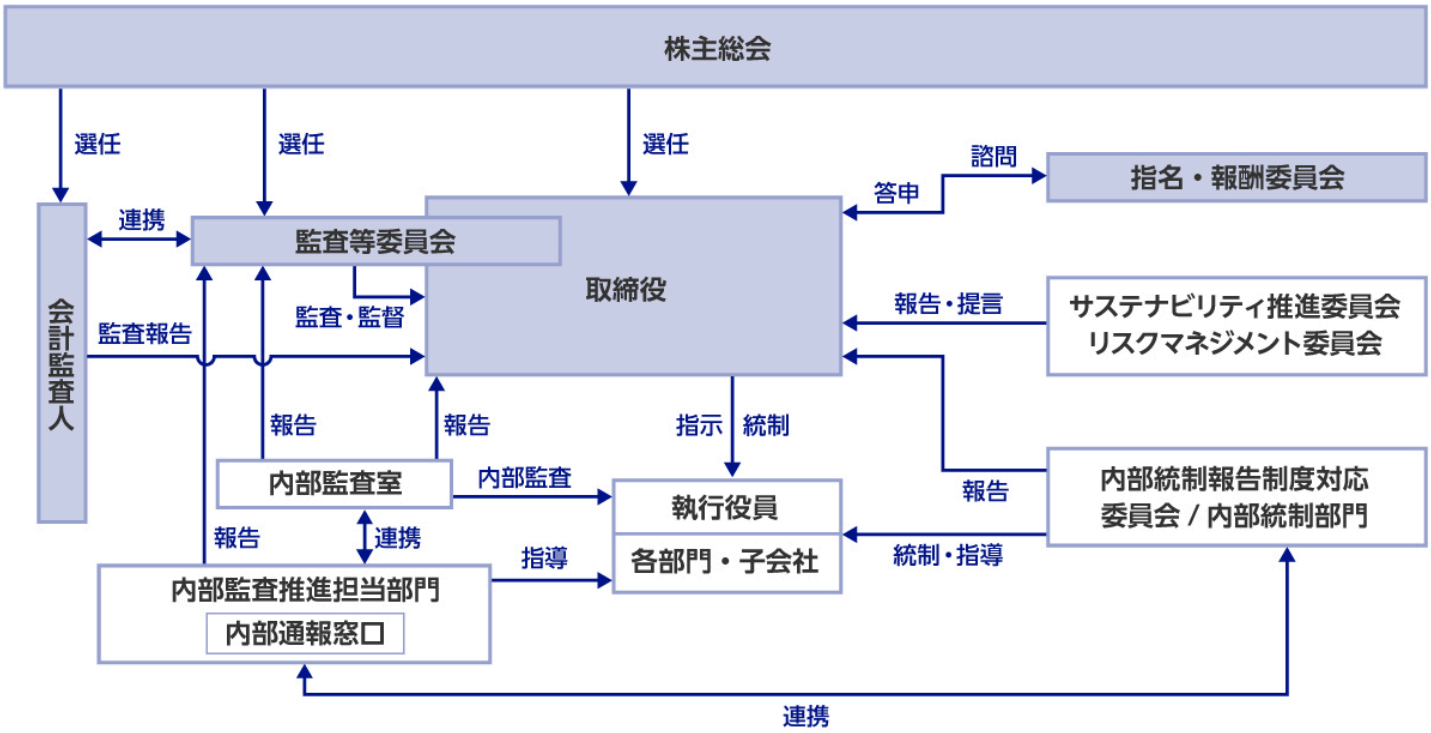
取締役の候補者選任にあたっては、豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、取締役にふさわしい能力、人格、識見を備えたものであることを基準としています。また、知識・経験・専門能力のバランスが取れ、取締役会の多様性が確保される観点も踏まえて決定しています。なお、社外取締役候補者に関しては、ミズノが定めた独立性に関する基準及び方針を要件としています。

監査等委員である取締役3名のうち、1名が常勤の監査等委員であり、2名が非常勤の社外取締役となっています。監査等委員会は、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行を含むグループ全般にわたっての業務執行状況について、監査・監督を実施しています。さらに、監査等委員は、会計監査人と連携し監査の効率性を高めることに努めています。

取締役会の議長は代表取締役社長が務めています。社外取締役は、取締役会にあっては、業界慣習や取引関係などの先入観を排除し、客観的・中立的な立場から意見表明を行うことが期待されており、取締役会による意思決定や経営判断の合理性・透明性の向上が図れるものと考えています。なお、現在、取締役会に占める社外取締役の比率は 37.5%となっています。

ミズノは、指名委員会及び報酬委員会に相当する取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は、構成員の過半数を独立社外取締役とすることで、委員会の独立性を担保しています。取締役の選任については、前述の基準をふまえて決定された候補者について取締役会からの諮問を受け、同委員会にて基準に照らして候補者の適正性を審議、取締役会に答申します。
また、ミズノでは執行役員制度を導入しています。取締役会は戦略策定・経営監督の機能を果たし、執行役員は業務執行に責任を持つことで、経営の透明性確保と意思決定の迅速化を図るものです。執行役員は、事業部門（取扱商品・種目）、販売チャネル、営業エリア（海外を含む）、子会社などの経営領域ごとに担当を有し、ミズノグループ全体にわたって管掌する経営領域における執行責任を負っています。

サステナビリティ推進委員会、リスクマネジメント委員会で協議した重要な課題については、取締役会が報告を受け、また、取締役会で協議し決定した事項の進捗は取締役会が監督する体制になっています。その他、サステナビリティに関するマネジメント体制の詳細については、「サステナビリティ推進体制」をご参照ください。



取締役が備える経験や能力

名称	概要・構成
監査等委員会	内部統制システムを利用し、取締役の職務執行を含むグループ全体の業務執行状況について、監査・監督を実施する。また、会計監査人と連携し、監査の効率性向上に努める。 構成：監査等委員である取締役 3名（うち常勤1名、社外取締役2名）
取締役会	戦略策定および経営監督を担い、重要事項の決定およびその進捗の監督を実施する。また、サステナビリティ推進委員会およびリスクマネジメント委員会で協議された重要課題について報告を受領する。 議長：代表取締役社長 構成：取締役（監査等委員である取締役を除く）5名（うち業務執行取締役4名、社外取締役1名） 監査等委員である取締役 3名（計8名、社外取締役比率37.5%）
指名・報酬委員会	指名委員会及び報酬委員会に相当する取締役会の任意の諮問機関。 取締役の選任について、取締役会からの諮問を受け、同委員会にて基準に照らして候補者の適正性を審議、取締役会に答申する。 構成：構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員会の独立性を担保

取締役が備える経験や能力

役員の一覧と担当については「企業概要 役員一覧」をご参照ください。

※ このうち、取締役については、略歴・選任理由をご覧いただけます。

取締役、取締役（監査等委員）が有している能力（経験・専門性）については下記の図表をご参照ください。

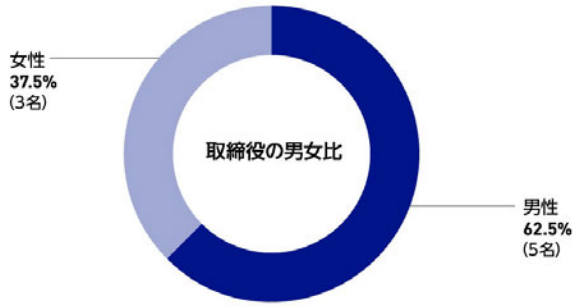
取締役が備える経験や能力（スキル・マトリックス）

	社外	企業経営	ブランド戦略・マーケティング	グローバル経営	ESG	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役							
水野 明人		●	●		●		
七條 毅		●	●	●			
中田 匠		●		●	●		
村上 喜弘					●	●	●
新居 勇子	○	●	●				
取締役（監査等委員）							
漆谷 謙						●	●
細川 明子	○				●	●	
氏家 真紀子	○						●

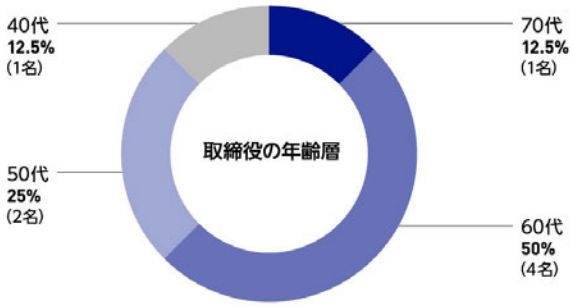
取締役の多様性

適切な経営の監督を行うことのできる取締役会として、知識・経験・専門能力のバランスが取れ、取締役会の多様性が確保される観点も踏まえて決定しています。社内取締役の他、社外取締役比率を3分の1以上とする複数名の社外取締役を選任しています。社外取締役については、より専門的な視点及び多様性等を備える人材を選任することで、当社取締役会の機能を更に高めています。なお、社外取締役に関しては、ミズノが定めた独立性に関する基準及び方針を要件としています。

取締役の男女比



取締役の年齢層



取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、取締役会の実効性評価について、全ての取締役を対象とした匿名のアンケートによる自己評価を実施し、その結果について分析・評価を行うことにより、取締役会全体の実効性を確保するように努めています。主な評価項目は、取締役会の構成、取締役会文化、取締役会の議題・業務執行のモニタリング、取締役会の運営となります。アンケートの結果、おおむね実効性は確保できていることを確認しました。その他、アンケートでは各取締役が認識する課題等も収集され、その後の取締役会の運営に活かされています。アンケートの結果を受け、前期はこれまでより中長期的な成長戦略、経営課題を議論する機会が増加しています。

なお、アンケートは毎年実施しており、参加率は100%となっています。

取締役のトレーニング

取締役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、それに係る理解を深めるための必要な知識の習得機会の提供・斡旋を行っています。取締役に対しては、主として第三者機関主催の研修会受講の利用機会を提供し、その費用を会社が負担しています。また、新任の取締役の就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識が習得できるよう、総合企画室・グローバル人事総務部・法務室・経理財務部等が説明を実施します。

内部監査の状況

ミズノグループの内部監査は、ミズノ株式会社の内部監査室が担い、法務部門、経理財務部門および人事総務部門と連携し、必要な情報の収集・調査を行う体制を整備しています。内部監査室は、業務執行および関連手続の妥当性・適法性等について監査を実施し、その結果を、内部統制を管掌する業務執行役員および取締役会に適宜報告しています。
内部統制の整備・運用状況の把握にあたっては、内部監査室が、取引の適正性や当該過程における決裁等を確認するため、会議への出席や文書の閲覧を適宜行うとともに、必要に応じて関係部門に説明を求めています。また、監査結果に基づく改善提案および是正状況の確認（フォローアップ）を通じて、内部監査の実効性向上に努めています。

内部監査は、年度監査計画に基づき、グループ各社および各部門を対象として実施し、リスクの状況等を踏まえながら機動的に監査テーマや対象を見直しています。取締役会は、監査等委員会監査の実効性確保の観点から、必要に応じて内部監査室に情報収集や調査を依頼するほか、監査等委員会、会計監査人および内部監査室の間で情報・意見交換を行い、相互に連携しています。

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行の監査・監督を担っています。監査等委員は、取締役会に出席するほか、執行役員会や経営会議等の重要な会議にも出席し、経営執行状況の監視を行っています。監査等委員会においては、常勤監査等委員からの報告に加え、内部監査室、経理財務部門、人事総務部門、法務部門等から監査に関する報告を受け、意見交換を行っています。また、内部監査室および会計監査人と連携し、必要に応じて情報共有や意見交換を行うことで、組織的かつ実効性のある監査を実施しています。
当社では、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制の整備・運用状況や、重要な経営課題への対応状況、グループ全体の内部統制体制に関する事項等を重点項目として、監査・監督を行っています。

内部統制システム

ミズノ株式会社は、取締役会決議により定めた「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムの整備に関する基本方針）に基づき、子会社を含むミズノグループにおける内部統制システムの整備・運用を推進しています。子会社は、ミズノ株式会社と共通の方針管理のもとで事業活動を遂行するとともに、リスクマネジメントシステムの運用においてもグループとして統一的に取り組むこととしています。
また、連結業績に係る財務報告の信頼性確保に向けて、経理財務を管掌する業務執行役員を委員長とする「内部統制報告制度対応委員会」を設置し、「内部統制規程」に基づき、ミズノグループ全体を対象に内部統制システムの整備・運用および評価を行っています。
ミズノグループに係る重要事実等、適時開示が求められる情報については、取締役会における決定を受け、速やかに公表できるよう、経理財務を管掌する業務執行取締役を情報取扱責任者として情報管理体制を整備しています。特に、役員をはじめとする内部者による株式売買については、モニタリング等により厳重に管理し、インサイダー取引の未然防止に努めています。

内部統制システムの有効性については、評価結果や監査等を通じて把握した課題を踏まえ、必要に応じて是正・改善を行うとともに、関係者への周知・教育等を通じて、実効性の維持・向上に取り組んでいます。

役員報酬

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本的な考え方について、取締役（監査等委員を除く）に関しては、経営者として有能な人材を登用・確保することを目的に企業価値向上へ貢献意欲に直結する報酬体系としています。その算定方法については、東京証券取引所プライム市場上場企業で同規模企業の平均的な水準をベースに、ステークホルダーへ説明責任を果たせるような透明性、公正性、合理性及び客観性を確保するよう制度化しています。取締役（監査等委員を除く）に対する報酬限度額は、2026年6月24日開催の第113回定時株主総会で決議された範囲内で、基本報酬の額および業績連動報酬の額を、社外取締役が委員の過半を占める指名・報酬委員会における審査および答申を経た上で、取締役会にて決定しています。

また、株式報酬として、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する報酬限度額は、2018年6月21日開催の第105回定時株主総会において決議された範囲内で、譲渡制限付株式報酬の額を、指名・報酬委員会における審査及び答申を経た上で、取締役会にて決定しています。

取締役（監査等委員）に関しては、幅広い経験や深い見識を持ち、取締役会において有益な建言や経営執行に対する適切な監査・監督の任を果たせる人材を登用・確保することを目的として、東京証券取引所プライム市場上場企業における同規模企業の平均的な水準を参考に、確定額の基本報酬について、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員を区分して定めています。

取締役（監査等委員）に対する報酬限度額は、2016年6月23日開催の第103回定時株主総会で決議された範囲内で、基本報酬の額を監査等委員会における決議により決定しています。

リスク管理体制

リスクマネジメントの責任体制を明確にするため、代表取締役社長が委員長を務める「リスクマネジメント委員会」を設置しています。リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業活動に伴うあらゆる種類のリスクを洗い出し、評価、対策実施・情報開示に関して、ミズノグループ全体のリスクマネジメントを統括する役割を担っています。

当社の各部署および子会社は、研修の実施やマニュアルの作成などを行って、各分野において予見可能な各種リスクに対応できる仕組みを確保しています。また、自然災害や事故、感染症の流行など、事業継続に重大な支障をきたす緊急事態の発生時の対応方法を「危機管理マニュアル」に定め備えております。

一方、気候変動リスクに関する短期・中期・長期において関連があると考える側面については、リスクマネジメント委員会で議題に挙げ、2021年度以降、より具体的に討議を進めています。気候関連のリスクの識別・評価・管理の状況については、TCFD提言に基づく情報開示に詳しく記載しています。

「TCFD提言に基づく情報開示」

コンプライアンス/腐敗防止

インパクト

内部通報窓口利用件数	重大なコンプライアンス違反件数	コンプライアンス教育受講人数
5件	0件	約3,000人

基本的な考え方

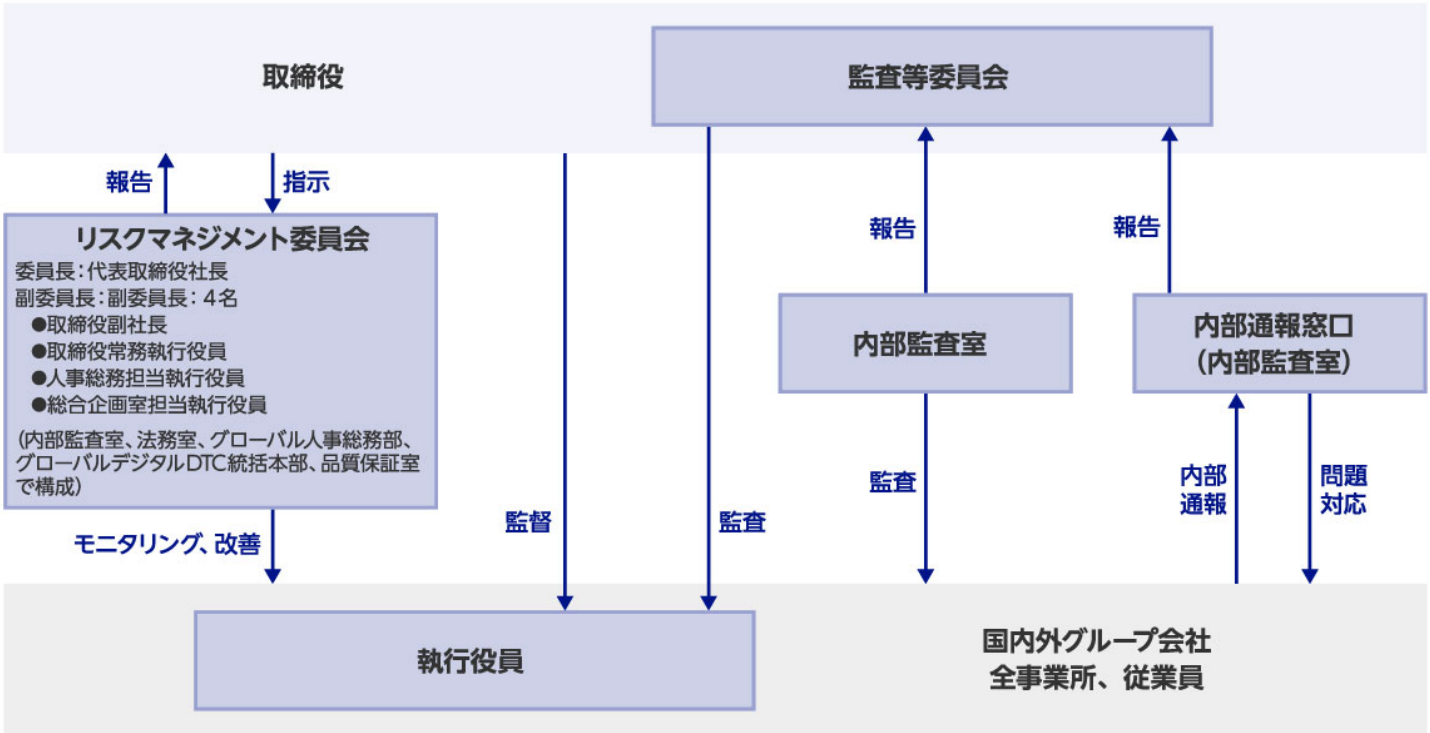
ミズノ倫理規範に基づき、全社を挙げてコンプライアンスを徹底しています。関連法令への理解を深めるための従業員教育を通じて問題発生の予防に努めるとともに、内部通報制度を設け、問題の早期発見と解決につなげています。

なお、2025年度は、反競争的行為を含む重大なコンプライアンス違反、ならびにこれらの問題に関して法的措置を受けた事例はありませんでした。

コンプライアンスリスクの管理体制

ミズノは、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス違反を含む、事業に影響を及ぼすリスクを定期的に把握し、効果的かつ効率的に改善策を講じています。また、内部監査室による業務監査や内部通報制度の運用を通じて、リスクの抑制と問題の解決に取り組んでいます。

体制図



内部通報制度の運用体制

ミズノは、内部監査室による業務監査活動や内部通報制度の運用と通じてリスクの抑制と問題の解決に取り組んでいます。運用している主な内部通報制度には以下のものがあります。

1. ミズノフェアプレーホットライン
2. コンプラホットライン（セノーグループ）
3. ミズノグローバルホットライン（海外拠点における特に重大な案件が対象。対象となる海外拠点は順次拡大予定）

従業員の意識の向上

コンプライアンス教育の実施

コンプライアンスを徹底するためには、従業員一人ひとりの理解と意識の向上が欠かせません。2025年度も引き続き業務に関連する法的な知識と考え方の基礎習得を目的とし、全社教育の一環としてコンプライアンス教育[*b]を実施するとともに、企画開発、事業部門などの各業務において留意すべき法的事項について新入社員や新任課長層への教育を行いました。定期的にコンプライアンス教育を実施することで、知識と意識の定着に努めています。

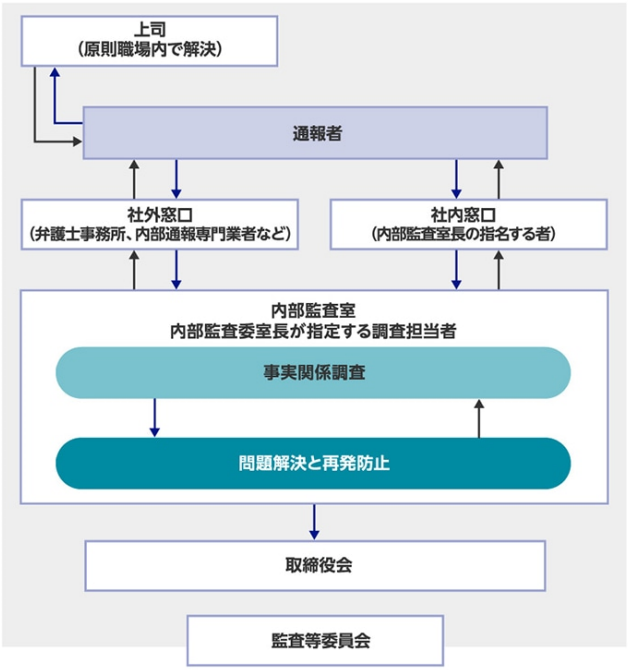
内部通報制度の運用

ミズノは、法令違反・反倫理的行為・不正行為などの不祥事の予防および早期発見、ならびに会社の自浄能力の向上や社会的信頼の確保を目的として、内部通報制度を運用しています。また、内部通報制度に関する意識調査を継続的に実施し、現状や課題の把握に努めるとともに、全社教育や内部通報窓口情報を記載した携帯用カードを全従業員に配布するなど、制度の周知を図っています。これらの取り組みを通じて、問題の早期発見と適切な対応につなげています。

2020年1月からは、各海外拠点に設置した海外従業員向けの内部通報窓口とは別に、特に重大な案件を対象として、一部の海外拠点の従業員が本社の内部通報窓口に直接通報できる制度（ミズノグローバルホットライン）を導入しています。今後、順次、対象となる海外拠点の拡大を予定しています。

2022年6月の改正公益通報者保護法の施行に合わせ、ミズノグループ全体で内部通報制度の見直しを行い、新たに社外向けの公益通報窓口を設置しました。また、通報者保護をより強化する観点から、内部通報制度の所管を法務室から、より独立性の高い内部監査室へ変更しました。
ミズノ従業員向けの内部通報窓口（ミズノフェアプレーホットライン／ハラスメント窓口）の認知度100%を目標に、毎事業年度のコンプライアンス教育などを通じて周知を行い、内部通報制度の実効性向上に取り組んでいます。

■ ミズノフェアプレーホットラインの仕組み



■ 内部通報制度利用状況[*b]

2025年度中において、重大なコンプライアンス違反等は確認していません。

公正な取引を担保するための仕組み

ミズノ製品には多くの取引先やパートナーが関わっており、その中には規模の小さな工場や個人も含まれます。取引先と良好な関係を築き、公正な取引を確保するため、ミズノは中小受託取引適正化法（取適法）を関係部門の従業員に周知するための教育を実施しています。また内部監査室が主要な取引先との取引について公正さを欠く点がないかを継続的に確認しています。

さらに、対象となる全てのミズノ製品のサプライヤーに対し、事前に腐敗防止条文を含む「ミズノCSR調達規程」の遵守を求め、CSR調達説明会を開催しミズノの考え方を説明しています。加えて、サプライヤーに対しては定期的な監査を通じて腐敗行為が行われていないか確認をしています。

企業経営においては株主だけでなく、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をなど多様なステークホルダーとの価値協創が重要であることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでいきます。価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタム維持や経済の持続的な発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、2024年3月にマルチステークホルダー方針を制定しました。

マルチステークホルダー方針

腐敗防止に向けた取り組み

ミズノは、B to B ビジネスやグローバルでの販売拡大を図っていますが、こうした活動に伴って発生することが一般的に懸念される「腐敗行為」に対して多くの国が取り締まりを強化し、グローバル企業はその対応に迫られています。そのため当社の活動においても、公務員などへの贈賄を含む腐敗行為に関するリスクに注意が必要となっています。

そこで、近年では、2020年1月に、国内外のミズノグループを対象として「贈賄禁止規程」を制定・発効し、海外拠点の責任者への対面による説明を個別に行うとともに、国内従業員には当該規程が発効されたことを社内教育動画で周知しました。また、国内の全従業員に対し、腐敗防止を含むコンプライアンス教育を年に1回、定期的に実施しています。

コンプライアンス教育

グループ・グローバル全体のコンプライアンス強化

グローバルでのさらなる成長を目指す上で、ミズノグループでは、グループ・グローバル全体のコンプライアンスおよびリスクマネジメント体制の一層の強化を重要な経営課題と位置付けています。
従来から、海外事業における不正・不祥事や贈収賄リスクへの対応を進めてきましたが、近年はこれらに加え、ハラスメント、情報セキュリティ、地政学リスク、自然災害など、事業継続に影響を及ぼす多様なリスクへの対応が求められています。このような環境の変化を踏まえ、ミズノグループでは、海外事業に影響を及ぼす可能性のある主要なコンプライアンス関連リスクを整理し、対策を進めています。
なお、2025年度において、ミズノグループ全体で贈収賄に関する法的措置を受けた事例はありませんでした。

海外事業において想定される主なリスク

2025年度のリスクマネジメント委員会等における議論を通じて、以下のようなリスクが、グループ共通の重要テーマとして共有されました。

- 海外子会社や代理店の従業員・関係者および出張者による不正・不祥事リスク
- 情報セキュリティリスク（海外子会社におけるIT管理不備や、ランサムウェア被害の発生経験を踏まえた対応）
- ハラスメントリスク
- 地政学リスク（一部地域における政情不安・戦争・テロなど）
- 自然災害リスク（大規模地震等を想定した備えの必要性）
- グローバルな製品展開における多様性・人権（宗教、人種など）への配慮に関するリスク

リスクへの主な対策

グローバルレベルでのリスクマネジメントを目的に、ミズノグループでは、従来から実施しているリスク棚卸しやアンケート調査を継続するとともに、直近の事例や環境変化を踏まえた、より実効性の高い対策の検討を進めています。

特に、事業継続計画（BCP）の観点から、

- 有事を想定したリスクシナリオの具体化
- 情報セキュリティおよび危機対応体制の強化
- 再発防止を目的とした教育・啓発

に取り組み、グループ全体のレジリエンス向上を図っていく方針です。

税務に関する取り組み

ミズノグループは、グループ各社が事業を展開する各国の租税に関する法令を遵守し、適正な申告・納税を行っています。税務に関するガバナンス体制を整備し、グループ各社と協同して適正な税務処理を徹底しています。各国の税恩典について研究し、事業目的に沿った優遇税制は積極的に利用しますが、租税回避を意図した税務プランニングは行っていません。さらに、必要に応じて税務当局への照会手続きのほか、社外のアドバイザーや監査人等の意見を取り入れることで、グループ全社で税務コンプライアンスの意識の向上に努めます。

また、各国の税務当局に対し、誠実かつ協力的な対応を徹底し、健全な信頼関係を構築・維持します。税務調査の要請があった場合は、指摘された問題について迅速かつ適切に対処します。ミズノグループの税務判断について当局と係争となる場合は、指摘事項を慎重に検証し、必要に応じて是正を求めることで解決を図ります。

今後の課題

さまざまな相手先との取引が増加し、予期せぬ法的リスクや紛争解決において、情報・証拠の保全・管理の重要性が高まっていることを受け、以下のような対策を実施していきます。

- 社員の法的対応基礎力の向上のための教育
- 契約管理・証拠保全に関する教育、体制づくり
- 情報システムの構築/フォレンジック技術の導入

また、持続可能な社会に向けたグローバルでの取り組みに対しては、ガバナンス強化が必要であるという方針から、以下のような対策を実施していきます。

- 海外拠点を対象とした内部通報制度の適用拡大
- CSR調達マネジメントシステムの見直し
- グローバルでの法務レポートライン・情報管理システムの見直し

知的財産の保護

インパクト

2024年マドリッド協定議定書による
国際商標出願件数

51件

（世界第17位、国内企業第2位）

基本的な考え方

ミズノは、ミズノ倫理規範の「6. 知的財産の取り扱い」の中で、「1）社内で創出された知的財産の保護を徹底する。2）第三者の知的財産を尊重し、侵害しない。」と規定しています。自社の知的財産については、国内外で特許、実用新案、意匠、商標などの知的財産権を積極的に取得し活用を進めています。また、模倣品の摘発に努め、ミズノのブランド価値および利用者の安全の確保に努めています。他者の知的財産については、ガイドラインの制定や各種の審査制度を設け、他者の知的財産権を侵害しないよう努めています。

自社の知的財産の保護

知的財産取得の奨励

ミズノは、技術開発やデザイン開発の成果を特許や意匠により保護することで製品の技術的優位性を確保するとともに、商品やサービスのネーミングを商標により保護することで製品ブランドの強化に努めています。このような知的財産による保護を確実に図るべく、知的財産に携わる従業員に対して知的財産教育を実施し、権利の取得に対する意識を高めています。2026年4月1日時点での特許権保有数は、国内366件、海外228件、商標権保有数は国内1,721件、海外3,363件です。

また、特許、実用新案、および意匠を創作した従業員に対して適正な報奨を授与する発明報奨制度を運用することにより、特許などの取得を積極的に奨励し、独創的な商品開発が継続して行われる環境を築いています。2025年度の実施賞表彰対象は特許10件、登録賞表彰対象は特許26件、意匠5件でした。

模倣品の摘発

ミズノブランドの劣悪な模倣品が販売されると、自社の社会的信用の失墜につながるだけでなく、事故など使用者の安全にも大きな影響を与えることになります。

ミズノは、税関においては模倣品の取り締まりを要請し、製品販売国においては各海外拠点の子会社との連携により情報収集を行い、適宜調査・摘発を行っています。2025年度もインターネット販売など商取引の変化に対応し、グローバル市場主要eコマースサイトやSNS上での模倣品販売状況の調査、および出品停止要請などの対応を継続して行いました。

他者の知的財産の尊重

他者の知的財産の尊重のための仕組み

ミズノは、ブランドやデザイン、特許、有名選手の肖像など多くの知的財産を利用しながら事業活動を行っています。開発から販売に至るどの段階においても、他者の知的財産を無断使用することがないよう、2008年8月に「ミズノの保全管理する知的財産に関するガイドライン（知的財産ガイドライン）」を定め、2016年には「ミズノデザインオーダーガイドライン」をホームページ上に掲載することで、社内に周知徹底するだけでなく、取引先にも知的財産の重要性を理解していただき、遵守するよう求めています。

また、製品だけでなく、広告制作物に関しても、肖像権、商標権、景品表示法などの各種権利や法令の違反をなくすため、これを確認するシステムを構築し、事前チェックを行っています。雑誌広告、Web広告、店頭ポスターなど全ての広告制作物は、一般に公開される前にデータベース上で審査・判定部門の承認を受ける仕組みを構築し運用しています。

マーケティング・コミュニケーション （広告、宣伝、スポンサー業務など）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数について、2025年度は0件でした。
新しい製品分野への参入に際しては、他者の権利技術範囲に一層の注意を払い、企画・開発段階でのデザインレビューにて確認を行っています。

ミズノデザインオーダーガイドライン

今後の課題

- 自社保有の知的財産と事業との関わりを全社員へさらに周知することで、知的財産に対する関心を高め、価値観の共有を継続して進めていきます。それにより、保有する知的財産の効果的な保護につながると考えています。2026年度は新たに営業部門向けの商標教育を予定しています。
- eコマースサイト上での模倣品販売状況の調査範囲を拡大し、戦略的にブランドの露出を高めている東南アジア諸国における状況を把握するとともに、出荷停止などの対応を行っていきます。

個人情報の保護

インパクト

情報セキュリティ教育 対象者数	標的型メール攻撃対策訓練 対象人数	顧客プライバシーの侵害 および顧客データの 紛失に関する重大な違反事例
3,782人	3,782人	0件

基本的な考え方

ミズノは、情報セキュリティへの取り組み方針（セキュリティ・ポリシー）を経営上の重要課題と位置付け、情報資産を適切に保護・管理するため、情報セキュリティ基本方針を策定しています。ミズノ倫理規範において、情報管理や機密保持、個人情報保護に関する考え方を定め、従業員への周知・徹底を図っています。

ミズノ倫理規範

5. 情報の取り扱い

1）機密情報の管理を徹底し漏洩させないとともに、他社の機密情報を不正に入手しない。

2）個人情報、肖像、著作物など、プライベート・業務上に関わらず、入手したあらゆる情報に関する法令を遵守し、安全な取り扱いの維持向上を図る。

さらに、情報セキュリティ全般に関する基本方針および対策を策定し、継続的に管理・運用しています。

特に個人情報保護の重要性を強く認識し、厳格な管理を確実に実行して社外への流出を防止するため、個人情報保護規程を定めています。人事総務担当役員が統括責任者となり、個人情報の取扱者に教育訓練、安全対策の実施、棚卸などの措置を行い、適切に管理を行っています。

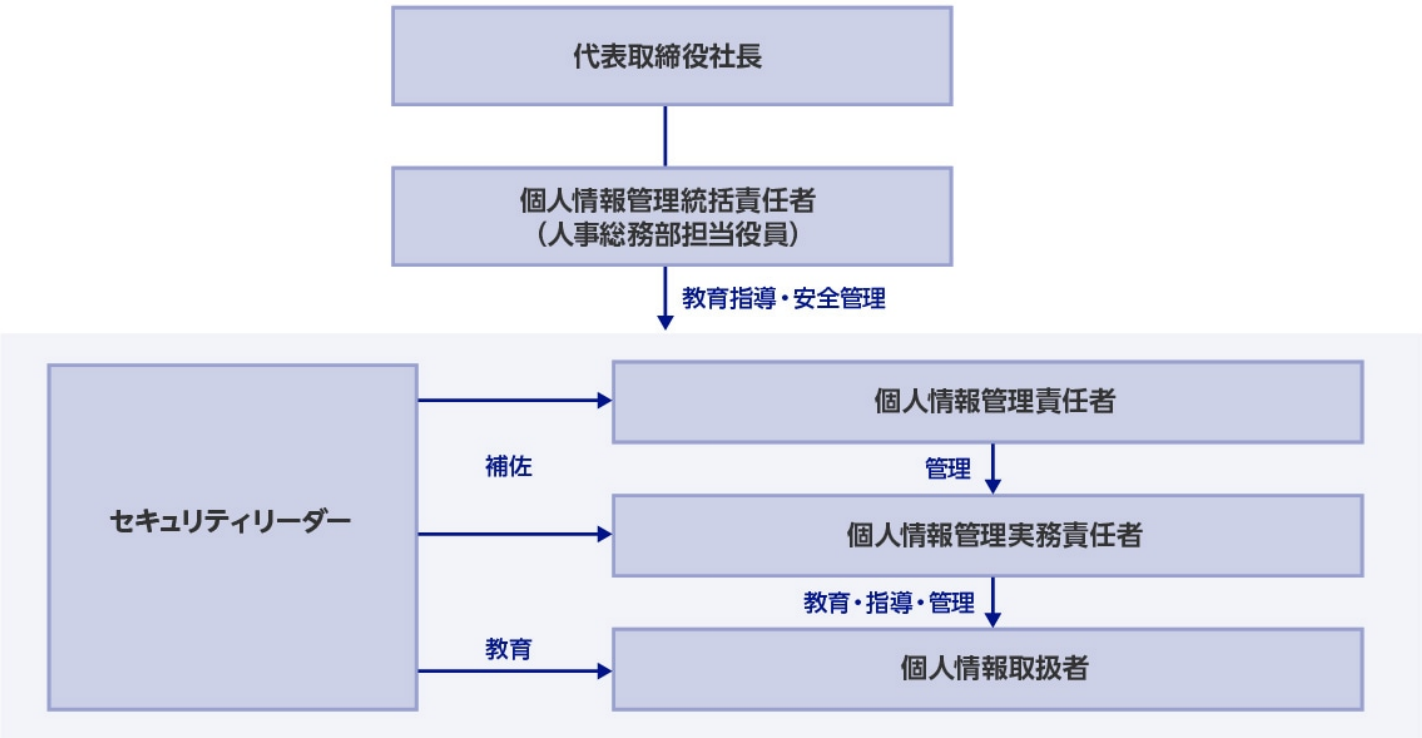
情報セキュリティ教育・訓練

内容	実施時期	実施対象者
個人情報管理システム「Personal Information Storage」の運営管理	通年	個人情報取扱者
標的型メール攻撃対策訓練	10月	ミズノおよび国内子会社の個人メール保持者
個人情報保護教育	12月	ミズノおよび国内子会社従業員
個人情報棚卸	12月～1月	個人情報取扱者

個人情報保護に関する体制

ミズノは、スポーツイベント開催時やスポーツ施設運営、研究開発部による実験などを通じ、多くの個人情報や要配慮情報を管理していることから、大きな事故につながらないような仕組みの構築に努めています。
例えば、研究開発部では、弁護士やグローバル人事総務部、法務室メンバーが参加する倫理審査委員会の中で、被験者の個人情報や要配慮情報の取り扱いルールについて議題として取り上げ、法的に問題がないことを逐次確認しています。
また、2023年6月には、マイナンバーなどの個人番号および特定個人情報などの保護強化を目的として、当該情報の取り扱いに関する社内規程を改訂しました。
なお、2025年度は、当社グループからの顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関する重大な違反事例はありませんでした。

体制図



今後の課題

個人情報をはじめとする情報資産の利用方法に関する規制や関心の世界的な高まりの中、ミズノグループは、グループ経営における情報戦略をより変化に対応したものにブラッシュアップしていくとともに、より適切な情報の利用方法を再構築していきます。具体的な取り組みは以下の通りです。

- 不正アクセス防止策として、従来からセキュリティの高いクラウドサービスの導入
- グループグローバルでより高度なセキュリティの実装
- 社内外システムのセキュリティリスクを未然に防止し、有事の際も瞬時に対応できる体制の構築
- グローバルにビジネスが拡大することに合わせた、各国の法規制への対応および仕組み化

安全で高品質な製品への責任

主要取り組み指標（KPI）と目標・実績

指標	2025年度目標	2025年度実績	2026年度目標	所管部門
• **品質目標（クレーム返品に関する不良率※）の達成率**	100%	① グローバルフットウエア プロダクト本部 130% ② グローバルアパレル プロダクト本部 140% ③ グローバルイクイップメント プロダクト部 100%	目標達成率 100%	品質保証室

※ 製造責任の不良返品数を送品数で割って算出し、各部門で定めている目標値と比較したもの。

重要課題

- 製品の安全と品質の確保
- 製品に関するコミュニケーション

なぜ重要か（重要性の理由）

「ええもんつくんなはれや」。創業者 水野利八のこの言葉を大切にしてきたミズノは、安全で優良な製品を製造・販売することが重要だと考えています。製品の安全性・品質の欠陥はお客さまからの信頼に影響します。お客さまが当社製品を正しく安全に使用できるような情報を提供するとともに、お客さまからの「声」を製品の改善に生かす取り組みを継続することで、より良い製品の提供に努めていきます。

関連するSDGs



ミズノのリスクと機会

新規市場への参入などによる取り扱い製品の多様化やサプライチェーンの複雑化に対応すべく、より柔軟な品質保証体制の構築を検討しています。また、世界的な化学物質規制強化の動きに対応すべく、海外グループ会社と連携したグローバル品質保証体制の構築を進めます。安全で高品質な製品を提供するための品質知識教育は、多様な勤務体系に対応した習得の機会を設定していきます。

■ リスク

- 新規市場への参入などによる取り扱い製品の多様化やサプライチェーンの複雑化
- 各国規制強化への対応負荷

■ 機会

- より柔軟な品質保証体制の構築による迅速な製品投入と販売機会の拡大
- 各国の法令に基づく安全な製品の生産と販売
- 多様な勤務体系に応じた品質知識習得の機会創出による人材の育成
- ブランド信頼の向上による顧客基盤の強化

重要課題へのアプローチ

ミズノは、製品の安全と品質管理のため、各種レビューや検査を実施しています。各種レビューでは、製品の設計、使用する材料、使用時の安全評価、表示物など、品質に関するさまざまな項目をチェックしています。新製品製造開始前のデザインレビューでは、チェックリストに基づき、構造や材料、技術面について確認作業を行います。また、製造後、工場からの製品出荷前には出荷前検査を行い、単品不良がないか最終チェックをしています。

主要な取り組み

「安全で高品質な製品への責任」に関連する取り組みは下記をご参照ください。

方針と体制（製品の安全と品質）

製品の安全と品質の確保

製品に関するコミュニケーション

お客様とのかかわり

今後に向けて

引き続き、グローバルな視点における品質保証体制の整備と人材の育成を通じて安全で高品質な製品の提供に取り組んでいきます。

方針と体制（製品の安全と品質）

マネジメント方針

ミズノ品質方針

ミズノは経営理念に基づき「ミズノ品質方針」を定めています。全ての従業員はこのミズノ品質方針を遵守し、安全で優良な製品・サービスの提供に取り組んでいます。

ミズノ品質方針

ミズノ株式会社およびミズノグループ各社は、顧客の信頼と満足を得るために、優良な製品とサービスを提供すること、正確な情報を発信すること、また、顧客の「声」を謙虚に聞くことを基本姿勢とし、以下の取り組みを継続的に推進することを約束します。

- 顧客に満足してもらえる魅力ある高品質な製品・サービスを提供する。
- 安全で適正な品質の商品提供と、その維持・向上に努める。
- 社内外のルールに従って正確な品質情報を提供する。
- 顧客の「声」を謙虚に受け止め、製品・サービスの品質向上に反映させる。
- 関連する法令・規制・社内規程を遵守し、社会的要求を尊重する。
- 品質保証体制を定期的に見直し、継続的改善を図る。

品質に関する重要な方針や施策については、品質保証担当役員を議長とする品質保証会議で審議、決定されます。品質保証会議は6カ月に1回定期的に開催しています。会議では各部門が品質目標と目標を達成するための施策を定め、目標達成に向けて取り組んでいます。
また、デザインレビューや検査の実施などに関するルールを定めており、全てのミズノ製品で実施しているとともに、製造を担う「グローバルフットウエアプロダクト本部」「グローバルアパレルプロダクト本部」「グローバルイクイップメントプロダクト部」の3つのプロダクト部門、およびミズノグループである「ミズノ テクニクス株式会社」「セノーグループ」のそれぞれで QC会議（QC: Quality Control =品質管理）など品質に関する会議を定期的に開催し、品質管理状況の確認および不良品の再発防止策の検討と徹底を行っています。さらに、品質を確実なものにするため、品質保証室は全従業員を対象にした品質教育を数多く行っています。

持続可能な材料調達方針

ミズノの掲げる価値創造ストーリーでは3つの枠組みとして「ミズノの強み」、「ミズノのビジネス領域」および「ミズノの提供する社会的価値」を設けています。「ミズノの提供する社会的価値」は、ステークホルダーの期待に対応するCSRから、その期待を超える新たな事業展開を通じたサステナビリティとSDGsへの貢献にチャレンジするものです。
このなかで「安全で高品質な製品への責任」、「責任ある事業慣行」とともに上げている、「人権を尊重した責任ある調達」および「ライフサイクルを通じた地球環境問題への責任」の具体的な方針を「持続可能な材料調達方針」として定め、社内においては材料ごとのガイドラインを設け製品作りに生かしていきます。このガイドラインは必要に応じて見直しながら、「ミズノの提供する社会的価値」を高めるものづくりに貢献していきます。

持続可能な材料調達方針

当社は使用する材料が社会と環境に与える影響を考慮し、持続可能な材料の使用を推進します。

●当社が使用する持続可能な材料について
製品に残留する有害な化学物質については、ミズノRSL（制限化学物質リスト）による管理を徹底し、製品に有害な物質が残留しないことを確実なものとしていきます。
合成繊維全般については再生された合成繊維の比率を高めていきます。
ウエア類・バッグにおいて、染色工程での水使用量を削減できる加工方法を採用していきます。
動物由来材料では、毛皮（リアル・ファー）・絶滅危惧種や希少種の皮革は使用しません。
天然皮革、衣料品等の充填用羽毛については、業界団体の認証を受けたサプライヤーから調達するなどして、トレーサビリティの向上を目指します。
当社のバット用のメープル材、ホワイトアッシュ材は、森林の保全に配慮している北米の生産者から調達しています。
金属材料については、いわゆる紛争鉱物は使用しません。
製品の箱や下げ札など紙類は、再生紙やFSC認証紙など環境に配慮した材質のものを使用していきます。

マネジメント体制

方針管理、および企画から販売までの各工程における品質確保のため、下記4つのルールを定めています。

■ 品質保証規程

ミズノおよびグループ各社の品質マネジメント全般として、品質方針、品質体系、教育訓練実施など、品質と安全の確保に関する遵守事項を定めています。

■ 設計開発規程

設計開発担当部門が行う業務を明確にし、滞りなく遂行することを目的として、材料や部品の開発、製品の構造や仕様の設計、さらにはそれら材料や製品を評価し、品質を確認して本生産に移行する手順を定めています。

■ 製造管理規程

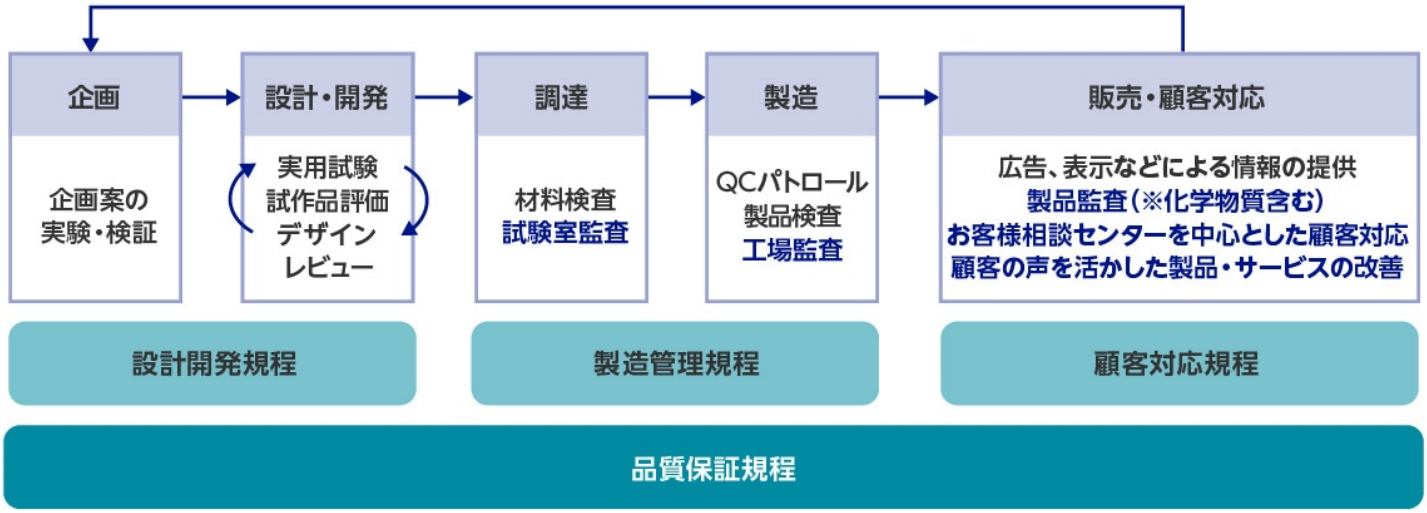
製造工程における品質を維持するための作業手順や管理方法を明確にし、製品の品質を確保することを目的に定めています。この規程は、ミズノが取り扱う全ての製品の製造工程、およびそれら工程を担当する者に適用されます。自社内製造工程の管理責任は、その製品の生産、製造を担当するプロダクト部門の部門長に、また、仕入先の管理責任は、その製品の仕入担当部門の部門長にあると規定しています。

■ 顧客対応規程

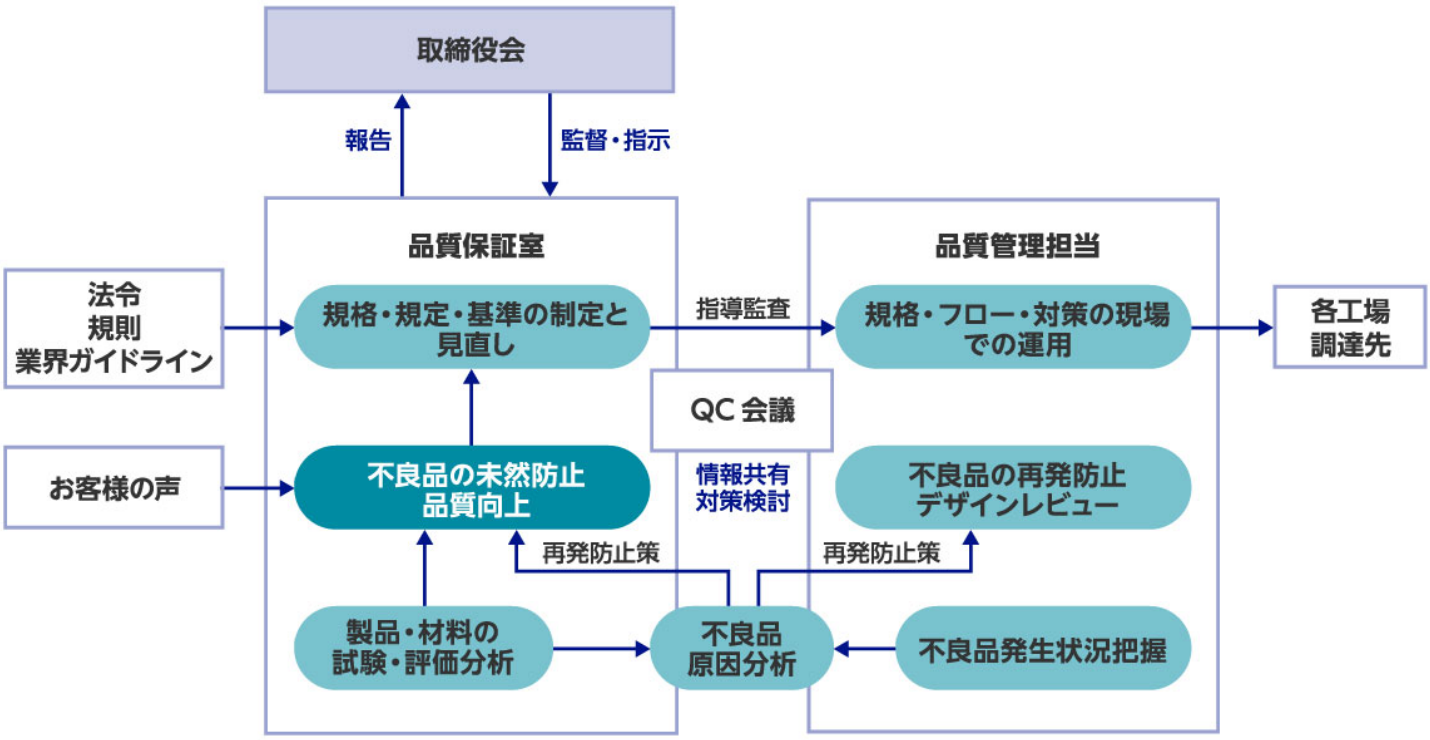
販売および販売後の顧客からのお申し出に対応する手順を明確にし、原因の追究と再発を防止する仕組みを定めています。お申し出に対しては迅速かつ確実に処理を行い、顧客の満足と信頼を得るとともに顧客満足度の向上・改善を図るよう努めています。

これらの規程に基づき、それぞれのプロダクト部門が担当する製品ごとに、より詳細に対応する各部規則・手順を定めて運用することで、より高い品質の確保に努めています。なお、品質に関連する文書は定期的にメンテナンスを行い、必要に応じて制定・改訂・廃止しています。

企画から販売までの品質管理・保証フロー



品質管理体系図



製品の安全と品質の確保

基本的な考え方

ミズノは、お客さまに製品やサービスを安全かつ安心してお使いいただくため、適正な品質の確保が重要な責務であると考えています。また、お客さまが適切に製品を選択するための十分な情報提供を行うことや、お客さまからいただくさまざまなご意見に対応するとともに、継続的な改善に生かすことも大切だと考えています。創業者である水野利八の「ええもんつくんなはれや」と言う言葉を、ミズノのモノづくりを根底から支えるものとしてこれからも大事にし、継続的に品質の維持向上に取り組んでいきます。

製品の安全・品質管理のための仕組み

ミズノは、製品の安全と品質管理のため、各種レビューや検査を実施しています。各種レビューでは、製品の設計、使用する材料、使用時の安全評価、表示物など、品質に関するさまざまな項目をチェックしています。新製品製造開始前のデザインレビューでは、チェックリストに基づき、構造や材料、技術面について確認作業を行います。また、製造後、工場からの製品出荷前には出荷前検査を行い、単品不良がないか最終チェックをしています。

全ての製品はアイテムごとに作成した製品規格および材料品質基準書に従って品質を確保します。これらの製品規格や材料基準は、各国の法律や規格などのルールをベースに、当社が長年のモノづくりで培ってきたノウハウとお客さまのお声を蓄積したものです。

重製品の設計・開発部門別デザインレビュー（DR）実施案

当社の製品の多くはOEM契約を締結した外部の委託先工場で製造しており、そこでの品質の確保も重要です。

レビュー	DR1	DR2	セーフティレビュー（DR2と兼ねる場合有）	DR3	DR4
対象サンプル	デザイン画・プロトサンプル 設計案・金型発注指示	カウンター会議サンプル	設計サンプル 評価後現物	最終決定会議用サンプル	標準見本 （CFMサンプル）
主催部門	EPD企画生産課	EPD開発課	EPD開発課	EPD開発課	MTソーシング課
決裁者	EPD企画生産課 課長	EPD企画生産課 課長	EPD開発課 課長 EPD企画開発課 課長	EPD企画生産課 課長 EPD企画開発課 課長 MTソーシング課長	EPD企画生産課 課長
実施時期	次期企画商品を決定する時期	カウンター会議前後	DR3の前	量産試作品作成前に実施	標準見本完成後
対象アイテム	すべての新製品	新規性A	EPD開発担当商品	すべての新製品	すべての新製品
審査項目	① 開発品の特徴 ② 市場性／競争力 ③ 販売価格／収益性 ④ 発売時期 ⑤ 設計開発上の注意点 ⑥ クリアすべき法規／ルールの確認 ⑦ SDGsへの貢献 ⑧ 過去トラブル是正確認	① 開発品の機能／構造評価結果確認 ② コスト確認 ③ 開発スケジュール進捗確認 ④ 法規／ルール／知財のクリア確認 ⑤ SDGs貢献の根拠確認 ⑥ 過去トラブル是正確認 ⑦ その他DR1指摘事項	① 機能性 ② 安全性・耐久性 ③ 新技術／新材料／新製法への信頼性確認 ④ パテント	① 試作品の強度／耐久性評価結果 ② 新技術/新材料／新製法への信頼性確認 ③ 法規／ルール／知財のクリア確認 ④ 生産工場/コスト ⑤ 全体スケジュール ⑥ 副資材の有無、表現方法確認スケジュール進捗確認 ⑦ 化学物質の確認 ⑧ 前DRからの変更箇所の確認 ⑨ ラインアップ詳細表などの仮仕様書するためのベース資料との整合性確認 ⑩ DR3開催までに、当該品の生産工程、急所点等、MTC・MTソーシングメンバーが把握しておくこと	① 標準見本の確 ② 製品仕様書／見本の整合性確認 ＊確定したCFMサンプルはミズノ企画、生産、QC、工場担当者がサインし最低1年間保管する。 ③ *製品の品質表示部分の最終確認。 表示全ての項目機能性表示等を製品の完全な状態で確認し、表示間違いを予防する。 量産部品での性能評価の要否確認
基本のレビュワー（随時関係者の追加召集可）	• EPD企画担当／生産管理担当 • EPD企画課長 • EPD開発担当 • 生産管理担当 • 品質保証担当 • MT生産管理担当 • MT生産技術担当 • MTソーシング担当	• EPD開発担当 • EPD開発課長 • EPD企画担当／生産管理担当 • 品質保証担当 • MT生産管理担当 • MT生産技術担当 • MTソーシング担当 • 他、技術系専門職等新規採用技術・素材に関する見地を持った人	• EPD開発担当 • EPD開発課長または部長 • MT生産技術担当 • MTソーシング担当 • 他、技術系専門職等新規採用技術・素材に関する見地を持った人	• EPD開発担当 • EPD開発課長 • EPD企画担当／品質管理担当 • MT生産管理担当 • 品質保証担当 • MT生産技術担当 • MTソーシング担当 • 他、技術系専門職等新規採用技術・素材に関する見地を持った人	• MT生産管理担当 • 生産管理担当課長 • 生産管理担当課長 • EPD開発担当 • EPD企画担当／品質管理担当 • 品質保証担当 • MT生産技術担当 • MTソーシング担当

当社の製品の多くは OEM 契約を締結した外部の委託先工場で製造しており、そこでの品質の確保も重当社の製品の多くは OEM 契約を締結した外部の委託先工場で製造しており、そこでの品質の確保も重要です。新たに委託先として取引する工場に対しては、当社が指定する品質を満たす製品が製造されることを確実なものとするため、各プロダクト部門の担当者が工場の品質能力を診断し、当社の基準に合格しない限り OEM 契約の締結をしないこととしています。取引中の工場に対してもQCパトロールとして、主要アイテムを生産する工場を定期的に訪問し、品質管理状況を確認・指導しています。2025年度も現地訪問やWeb会議システムを活用して、海外製造工場のQCパトロールやQA監査を行いました。また、定期的に開催しているQC会議において、市場における品質状態の確認および発生した不良品の再発防止策の検討と徹底を行っています。

パトロール実施件数

部門	QAパトロール	実QCパトロール
グローバルアパレルプロダクト本部	1件／試験室7件	3件
グローバルイクイップメントプロダクト部	8件	10件
グローバルフットウエアプロダクト本部	6件	9件

なお、重大な不良品発生時には、経済産業省、消費者庁などの関係行政機関に報告し、必要に応じて広く告知するとともに製品を自主的にリコールするなど不良品の拡大防止に努めています。新聞社告などを必要とする重大な不良品は2005年度以降発生していません。

2025年度も引き続き、グローバルな視点における品質保証体制の整備と人材の育成を通じて安全で高品質な製品の提供に取り組んでいきます。


QA監査


QA監査


QC会議


全社品質保証会議

新製品開発時における品質機能展開（QFD）の活用

ミズノは、新製品の開発時にJIS規格「マネジメントシステムのパフォーマンス改善―品質機能展開の指針」（JIS Q9025:2003）における品質機能展開（QFD※）を活用した品質レビューを実施しています。QFDは、「製品に対する品質目標を実現するために様々な変換及び展開を用いる方法論」と定義されています。

顧客が要求する機能を三段階に展開した要求品質展開表と、要求品質を設計するための定量的測定可能な特性を示した品質特性展開表からなる、品質機能特性図を作成し、顧客ニーズと品質特性の関係を明確にします。これにより、製品に要求される品質を確実に設計に落とし込むことを目的としています。

まずは一部の製品開発から導入を始めていますが、今後は製品のソフト面や、製品を通じた運動プログラムの開発など、より多くの製品・サービスに対象を拡大していきます。

※ QFD（Quality Function Deployment）

ISO9001の認証

ミズノグループでは、安全性と品質の確保のため、品質管理の国際規格ISO9001の認証を取得し継続維持しています。

取得年	取得事業所
2001年	セノー株式会社
2004年	上海ミズノ
2006年	ミズノ テクニクス株式会社
	台湾ミズノ

製品に含まれる制限化学物質の管理

ミズノは、安全で適正な品質の製品を提供するため、製造および販売する製品における制限化学物質管理の遵守事項を「化学物質管理規定」として定め、運用しています。この規定に基づき、各国法などで禁止・制限されている化学物質※1とその許容基準などをリスト化し、製品について調査・確認を行った上で商品化しています。

品質保証室と法務室は化学物質管理に必要な規程や手順などを整備し、製品を管轄する各プロダクト部門（フットウエア、アパレル、イクイップメント）の活動を支援しています。

サプライヤーに対しては、使用する可能性のある化学物質の種類に応じて、化学物質調査表による報告や基準適合誓約書の提出を求めています。また、製品や素材の一部について第三者試験機関による抜き取り検査※2を実施し、製品や素材の安全性を検証しています。化学物質調査報告や分析結果で懸念物質が特定された場合は、環境影響の低減を求め仕入先に申し入れを行っています。また、委託先の生産現場で使用されている化学物質の取り扱いが適正に行われるよう改善提案するほか、環境影響が低い化学物質への代替を改善提案しています。

※1 特に危険度の高い制限化学物質として代表的なものは、POPs条約、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第一種特定）、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、欧州REACH規則付属書14、17に規定される化学物質等

※2 特定芳香族アミンを生成する特定アゾ色素の不含有確認試験、欧州向け製品について欧州REACH規則の遵守確認試験など

AFIRMへの加盟

ミズノは2019年1月、制限化学物質の運用の簡易化と管理の強化を目的に、国際的な制限化学物質リスト管理団体であるAFIRM※に加盟しました。
AFIRMからの情報を基に、国際基準の制限化学物質リストを作成し、サプライチェーンにおいて製品に残留する化学物質のリスク管理を行っています。また、業界内での情報共有や連携を進め、コンプライアンスの向上を図っていきます。
当社は株式会社アシックスと協力し、制限する化学物質の日本語での呼称を統一しました。これにより、日本でのサプライチェーン内における制限化学物質の管理が容易になることが期待できます。また、AFIRMが発行する種々の資料の日本語版を共同で作成し、AFIRMのホームページに公開しました。これらの資料は、AFIRM のメンバーでなくても自由に閲覧・使用することが可能です。今後も日本における製品残留化学物質の管理レベル向上に貢献していきます。
当社は、AFIRMの資料に基づき、国際基準の「ミズノ制限物質リスト」を作成しています。これは製品における制限物質リストと、製品のパッケージ類を対象とした制限物質リストの二つのリストで構成しています。
2025度は「ミズノ制限物質リスト2025」を作成し、サプライヤーに配布しました。

※ AFIRM：Apparel and Footwear International RSL Management Group (RSL=Restricted Substances List)
AFIRMの代表的な加盟企業：adidas, Amazon, ASICS, Descente, Decathlon, Esprit, Fast Retailing, Hugo Boss, Lacoste, New Balance, NIKE,Inc.,Pentland, PUMA, Skechers, Un-der Armour など（社名は公式ウェブサイト［https://afirm-group.com/members/］の表記に準ずる）

従業員の意識向上に向けた取り組み

品質に関する教育の実施

ミズノは、製品の安全と品質を担うのは、ミズノグループ従業員一人ひとりの意識と実践であり、品質管理は特定の部門ではなくグループ組織全体で取り組むものと考えています。創業者・水野利八の「ええもんつくんなはれや」の精神を根付かせ、組織的かつ継続的に品質の維持向上に取り組むため「ミズノ品質教育大綱」を制定し、品質保証室が開催する全社品質教育と、各部門で行う部門別品質教育を実施しています。今後も品質に関する従業員教育を体系的・計画的に実施していきます。

品質に関する主な研修[*d]

全社品質講座	
内容	品質管理に関する基本的ルールの知識習得
対象	プロダクト部門、開発部門、事業部、営業部、間接部門など、グループ各社
実績	2025年度は、「顧客対応教育」をテーマに、2講座開催、延べ350人が参加しました。また2021年度から実施している録画視聴による参加形式の設定により、国内各事業所に所属するさまざまな部門から参加がありました。
QC検定受験勉強会	
内容	品質管理スキルおよび問題解決力向上のための自己啓発促進としてミズノ株式会社およびミズノ テクニクス株式会社、セノー株式会社、シャープ産業株式会社で実施
対象	プロダクト部門、開発部門、事業部、営業部、製造部門等
実績	2025年3月現在でQC検定資格保有者327人（在職者）
プロダクト部門品質教育	
内容	3つのプロダクト部門それぞれが主催する品質関連専門知識向上のための実施
対象	プロダクト部門の企画、生産、ソーシング、開発担当等
実績	2025年度は延べ86講座、延べ1,280人参加 プロダクト部門において、それぞれの担当する製品の専門知識教育を集合教育＋オンライン＋録画視聴による方法で開催しました。

ミズノ テクニクス株式会社～品質を向上させていく仕組み～

ミズノ テクニクス株式会社の有するモノづくりの技術やノウハウは、プロ選手・プロチームからの信頼も厚く、その期待に応え続けるためには、従業員一人一人の一層の技術向上と技の伝承が欠かせません。そのため、ミズノ テクニクスでは、ISO9001をベースに品質を向上させていく仕組みを構築し、運用しています。

1. 2カ月に一回の「QMS (Quality Management System：品質マネジメントシステム) 推進委員会」：各課で選任された「QMS 推進委員」に対して QMS 事項の報告と教育を実施
2. 『ミズノ テクニクス品質教育』：年間計画を立案し品質保証課で資料を作成。2025年度実績では9回14コマの教育を実施し、延べ約3,500人が参加しました。

品質月間の取り組み

ミズノは、毎年11月を品質月間と定め、グループ全従業員を対象にさまざまな品質活動を行っています。2025年度は、品質保証マガジンを約800名が閲覧し、クイズを実施（参加者80人）したほか、「お客様対応」教育の配信（参加者350人）を実施し、延べ約1,230人が活動に参加しました。
また2月に顧客対応月間として消費者問題やホスピタリティに関する教育を実施し、約200名が参加しました。
これらの活動は、従業員が当社の製品・サービスの品質について改めて考える機会となっており、品質向上や顧客満足の向上につながっています。

品質を支える技術の伝承

ミズノの品質へのこだわりを支えるのが、当社製品の製造を多く担うミズノ テクニクス株式会社における改善活動の取り組みです。
多くのスポーツ用品が海外で生産される中、日本でモノを造ることにこだわり続ける理由は、市場のグローバル化や消費者ニーズの個別化、情報化時代の目まぐるしいトレンドの変化に対応するため、多種多様な製品を、必要に応じた量だけ生産・供給できる「変種変量生産」を追求するためです。
標準作業手順書（SOP）を整備し、その「標準」を元に作業員のトレーニングを行い、多能工化（一人の従業員が複数の業務を担えるマルチスキル化）を進めるとともに、知恵を絞った徹底的なムダの排除で生産性の向上を図ることにより、モノづくり人材の育成を目指しています。
また、アスリートを支える道具を造る職人（マイスター・クラフトマン）の存在は、創業者精神である『ええもんつくんなはれや』の哲学を社内に継承しています。

今後の課題

- 引き続き、各種レビューの精度向上と効率化を通じて、不良品発生の未然防止を図ります。
- 新規市場への参入などによる取り扱い製品の多様化やサプライチェーンの複雑化に対応すべく、より柔軟な品質保証体制の構築を検討しています。
- 世界的な化学物質規制強化の動きに対応すべく、海外グループ会社と連携したグローバル品質保証体制の構築を進めます。
- 安全で高品質な製品を提供するための品質知識教育は、多様な勤務体系に対応した習得の機会を設定していきます。

製品に関するコミュニケーション

基本的な考え方

スポーツ用品の使用にあたっては、お客さまの正しい利用とスポーツに対する安全意識が欠かせません。ミズノでは、取扱説明書への専門用語の使用を極力避け、図解による分かりやすい説明を心がけることで、お客さまに安全な取り扱いについての情報をお伝えしています。

製品の情報提供

ミズノは、お客さまが適切に製品を選択できるよう、製品関連の情報を十分に提供することが重要だと考えています。製品に取り付けるラベルや説明書による表示だけでなく、店頭POPやウェブサイトなどを活用し、積極的に製品関連情報の開示を進めています。
開示内容については、表示に関連する法規や業界の規約を遵守し、表示管理規程に従い、内容の正確性と適切性について確認しています。具体的には、製品の優位性について記載する際は誤認のないよう正確で分かりやすい表現にするとともに、機能性を表現する際には裏づけとなる試験・実験などの資料があることを条件としています。
また、材料調達に関して情報開示が必要な場合は、取扱説明書や製品情報で開示していきます。材料調達については、マテリアリティの「人権を尊重した責任ある調達」および「ライフサイクルを通じた地球環境問題への責任」に従って定めた「持続可能な材料調達方針」を材料ごとのガイドラインとして製品作りに生かしており、必要に応じて見直しを実施します。
製品の廃棄については、取扱説明書の作成マニュアルに「特別な廃棄方法が必要な製品（一部に身体や環境に有害な物質を含むなど）に関しては、適切な廃棄方法、廃棄処分、廃棄を依頼できる機関などを明記すること。それ以外の場合、各地方自治体の廃棄規則に従うこと。」と明記し、取扱説明書の改訂時には随時マニュアルに準拠した内容に変更しています。

表現内容は、ワークフローによる申請システムを用い、品質保証室、法務室などの関係部門全てが、効果的・効率的に内容を確認し、判定できる仕組みを運用しています。さらに、申請前の自主確認の仕組みの整備も進めており、申請前の不備削減に努めています。機能性表現については、エクセルを活用した社内チェックツールを作成し、申請者自らが申請前に表現の適切性を確認できるようにしています。日常業務で使い慣れたツールを活かし、優良誤認を与えないよう工夫できるようにしています。[*c]
なお、2025年度は表示の不備により1件のリコールを実施しましたが、問題点を確認し、プロセスを再整備しました。

不良品発生時の不良・回収に関するコミュニケーション

ミズノは、不良品発生時にはミズノのウェブサイトなどで、迅速かつ的確に不良品の告知をしています。2025年度に告知した事案は3件で全て自主的規範の違反事例に該当し、表示に関する事案は1件、それ以外の事案は2件になります。

■ 製品不良や品質表示ミスなどで告知した総件数

（件）

2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
4	7	2	4	3

※ お客様に直接案内した件数も含む

安全に製品を使っていただくためのコミュニケーション

スポーツ用品の使用にあたっては、お客さまの正しい利用とスポーツに対する安全意識も欠かせません。ミズノは、カタログや取扱説明書、広告、ニュースリリース、店頭ちらし、またミズノお客様相談センターでの問い合わせ対応などのさまざまな手段を通じ、お客さまへの製品情報提供を行っています。
安全な取り扱いに関する情報をできる限り分かりやすく伝えるため、取扱説明書は専門用語の使用を極力避け、図解による分かりやすい説明を心がけています。
また、ミズノお客様相談センターへのお問い合わせ内容を分析し、取り扱い方法の分かりにくい製品に説明書を追加するなどの対応も行っています。ウェブサイトのユーザーサポートページに「ミズノ製品について」という製品についてのFAQを設け、シューズやウエアごと、種目ごとに、よくあるお問い合わせを掲載するとともに、選び方やお手入れ方法などに関するマメ知識も紹介しています。
取り扱いを間違えると事故につながるような製品に関しては、PL（製品責任）表示などを含め、より具体的な取り扱い説明などの情報を掲載しています。

ウェブサイト「ユーザーサポート」

製品を安全に使用するための業界としての取組み

スポーツシューズには個別に取扱説明書を添付していますが、スポーツシューズをより長く安全に使用していただくため、JASPO（一般社団法人日本スポーツ用品工業協会）に働きかけ、JASPOに加盟しているスポーツメーカー11社で共通のリーフレット「スポーツシューズガイドブック」を活用することとし、その内容はミズノホームページでも公開しています。
このガイドブックでは、使用上の注意事項、購入の際の試し履きのポイント、シューズ選びのポイント、履く（脱ぐ）ときの注意事項、長く使用していただくためのポイントなどをイラストも交え分かりやすく解説しています。

スポーツシューズガイドブック（2020年改訂）

お客さまの声をもとに商品説明の内容を随時更新

公式オンライン上での eコマース購入が増加していることを受けて、商品説明の不明確な表現への対応や、お客様の商品理解に役立つと思われる情報の追加など、継続的な見直しと更新を行っています。納得して商品を購入いただくため、お客さまからいただいた声はできる限り抽出し、見直しの参考にしています。

今後の課題

- お客さまにタイムリーに適切な情報を提供するため、表示物に関する基礎知識を従業員一人ひとりがしっかりと身に付けられるよう社内教育の充実を図ります。
- ウェブサイトにおける「お客様相談センター」のよくあるお問い合わせにおいて、最新の情報が提供できるようタイムリーにメンテナンスを実施していきます。
- 2025年度は、お客さま対応部門であるDTC、オウンドEC、RT店舗、お客様相談センターが効率化を目指してシステムを統合し、そのメリットを生かすための、応対品質の向上やユーザーサポートの見直しを実施しました。今後も連携して、お客さまに寄り添い、顧客満足の向上に繋がる取り組みを、引き続き実施していきます。

お客様とのかかわり

インパクト

重大クレーム率	製品不具合起因の問い合わせ割合
1%	11%

基本的な考え方

ミズノは、製品・サービスの安全と品質を確保するため、苦情対応マネジメントシステム ISO10002※に適合することを宣言し、下記の「お客様対応方針」を制定して、お客さまに満足・信頼される企業を目指して全社で取り組んできました。

お客様対応方針 ～お客様満足のための対応方針～

1. お客様に満足してもらえる魅力ある高品質な製品・サービスを提供します。
2. 社内外のルールに従って正確な品質情報を提供します。
3. お客様の「声」を謙虚に受け止め、製品・サービスの品質向上に反映させます。

現在は「ISO 10002：2018（JIS Q 10002：2019）」、社内規程である「品質保証規程」、「顧客対応規程」に則り、お客さまに向き合った対応に取り組んでいます。
ミズノは創業1906年4月1日から今日までの事業継続にあたり、これまでのお客さまのご愛顧に感謝するとともに、ミズノの経営理念（パーパス）である「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」に沿って、お客さまに満足してもらえるお客様対応活動を今後とも推進していきます。

※ ISO10002： 苦情対応マネジメントシステムの国際規格。組織が備えるべき苦情対応のプロセスを定めたもの。

顧客ロイヤルティ向上

DTC強化を行い顧客接点の拡大・創出を進めるなかで、社内の顧客情報を活用してお客さまの人生に寄り添い、多面的なアプローチの実施を試みています。
さらにはユーザーサポートを充実させ、お客さまの利便性（自己解決率）を高め、さらなる寄り添いを実施することにより、得られたお客さまの声（Voice Of Customer）を製品・サービスに活用し、顧客感動に繋がる機会を創出することを目標としています。

お客さま対応の仕組み

さまざまなお客さまの声は、ミズノお客様相談センターが集約し、問い合わせやサービスクレームは関係部門と連携を取りながら対応しています。製品クレームに関しては品質保証課に集約され、製品の改良、システム改善に欠かせない重要情報として、関係各部門にフィードバックしています。
ミズノお客様相談センターと品質保証課からなる品質保証室は、品質マネジメントシステムの構築を担うとともに、お客さまとのパイプ役を果たしています。

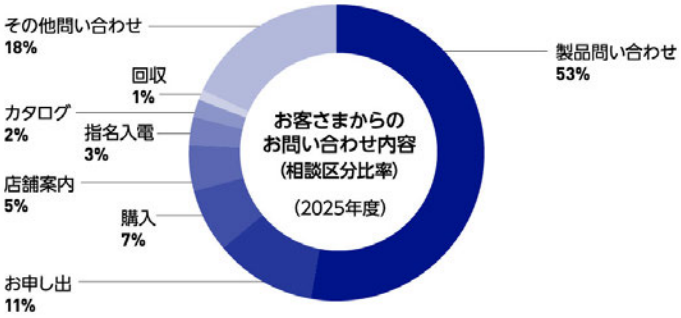
寄せられた意見と主な対応

2025年度は「ミズノお客様相談センター」に約23,000件の相談が寄せられ、そのうち、製品に関する問い合わせは約53%、お申し出は約 11%でした。

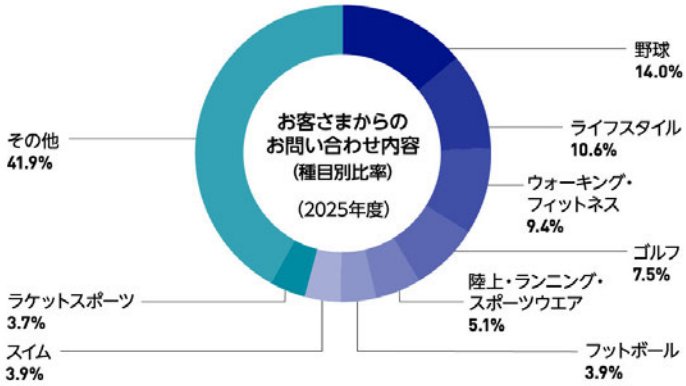
※ 2024年度より、製品クレーム＋サービスクレーム＋修理問合せ＝お申し出との表現に変更しております。

■ 2025年度 お客さまからのお問い合わせ内容

相談区分比率



種目別比率グラフ



お客さまのお声　VOC（Voice Of Customer）の社内共有

ミズノお客様相談センターでは、お客さまのご要望やお喜びの言葉、またときに厳しいご意見など多くのお声をいただきます。それら貴重なお声を社内サイトやポスター掲示で社内に共有しています。プロダクト部門とは定期的に協議の場を設け、ご要望やご意見を改善につなげるための意見交換を行っています。従業員一人ひとりがお客さまの視点を意識し、お客さまにとってより良い製品・サービスの提供につなげられるよう、引き続き取り組んでいきます。

製品事故発生時の対応

製品事故が発生した場合には、顧客対応規程に沿って迅速、的確に問題解決を図っていきます。速やかに社内関係者で事故の情報が共有できるように、事故報告書データベースの回覧フローを見直しました。品質保証室は事故内容の詳細を把握し、消費者庁、経済産業省、JASPO（一般社団法人日本スポーツ用品工業協会）、NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）などの関係機関に相談、報告し、速やかに対応しています。製品事故につながる恐れがある不具合が発見された場合も、事故発生を未然に防ぐ対応を速やかに決定しています。

顧客対応規程

カスタマーハラスメントに対する基本方針

難渋・悪質顧客による「カスタマーハラスメント」から従業員を守るべく、グループでの「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を制定しました。今後は、さらにグループ内でのカスハラ対応の意識向上の取り組みを充実させていきます。

カスタマーハラスメントに対する基本方針について

今後の課題

近年は、海外のお客さまからの問い合わせが増加していますが、ミズノでは十分な体制が整っておらず、まだまだ改善すべき点があります。国内・海外を問わず、お客さまによりよいサービスを提供し、ご満足いただける体制づくりに取り組んでいきます。
お客さまのお声を社内で共有する仕組みを通じて、より顧客視点に立った製品・サービスの提供に努めていきます。さまざまなコミュニケーションツールに対応できるよう顧客対応システムの再構築に取り組んでいきます。